CHIYODA CITY
広報 千代田
平成15年（2003年）
3/28臨時号
区役所本庁舎の移転建て替え計画
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11 URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

問合せ
企画総務課
☎3264-2111
内線2111～4

区役所本庁舎の移転建て替え計画

区では、現在の区庁舎の道路を挟んで斜め向かいの国有地（竹平住宅跡地）において、国の合同庁舎（九段第3合同庁舎）と区庁舎を共同で建設し、区庁舎を移転する計画について検討しています。この竹平住宅跡地については、区が活用できるよう以前から国に強く要望してきた結果、昨年11月、区の公共施設や区庁舎の整備を国と共同で検討するための条件提示を受け、事業の是非を含め検討を進めてきたものです。

前回、広報千代田２月20日号でこの計画についてお知らせし、町会などの各種の会合でご説明したところ、さまざまな質問や意見が寄せられました。そこで、主な質問とその回答について、お知らせします。

▲区庁舎移転予定地

財源の確保

○税金は使わないと言うけれど、具体的にはどうするのですか？

未利用地等の有効活用（土地の貸し付けや、場合によっては処分等）で財源を確保します。ただし、現段階では「どの土地を」ということは具体的にはありません。

特に現在本庁舎がある場所は、区議会特別委員会から「区民の皆さんにとって長い間親しんできたシンボル的な場所であるため、売却しないように」との意見が出されています。区としてもこの意見を重く受けとめています。

庁舎の規模等

○災害対策は万全ですか？

区庁舎は災害時の対策拠点となる建物です。現庁舎は災害対策拠点となる施設に求められる、通常の1.5倍の耐震基準を満たしていません。新庁舎はこの基準を満たす、しっかりとした造りになります。

○国と合築することで、不便な建物になりませんか？

区が利用する割合は建物全体の約40％です。区民の皆さんが利用しやすい建物となるように、利用者本位の施設整備を図ります。

○新しい庁舎と現在の庁舎の面積はどのくらいですか？

現庁舎は図書館を含めて約1万8千㎡で、千代田会館（1・2・10階）も合わせると約2万㎡です。新庁舎の想定面積は約2万2千㎡で、単純増は2千㎡程度ですが、国と共有できる部分の共有化を図り、ワンフロアあたりの床面積を広く確保するなど、合築によるメリットを最大限に生かし、より使い勝手の良い庁舎としていきます。

借地の条件

○借地料はどれぐらいかかりますか？

区が現在借りている千代田会館（1・2階）は新庁舎ができれば必要なくなりますので、賃借料（年額約9千5百万円）がかからずに済みます。借地料は、その賃借料よりも少なくなる予定です。

○借地期間終了後に契約が更新されず、区役所の行き場がなくなることはありませんか？

具体的な借地条件はこれから協議していきます。建物は区分所有、土地は借地となりますが、30年の借地期間終了後に契約更新できます。

その他のご意見

「このチャンスを逃さず、ぜひしっかりしたものを造ってほしい」、「これからの地方分権の時代、区がしっかりやっていくためには新しい庁舎が必要だ」といった、賛成意見が多く寄せられました。

また、「唐突な話で、もっと区民に情報を伝えてほしい」というご意見もいただいており、区としては、計画内容の周知に一層努めていきます。

区庁舎は職員の執務スペースとしてだけではなく、区民の皆さんが気軽に立ち寄り利用できる、交流の場としていきたいと考えています。これからも皆さんからこうした意見をいただきながら、より良い整備計画としていきます。

今後のスケジュール

平成14年第４回区議会定例会において、庁舎・公共施設整備特別委員会が設置されて以来、７回に渡る精力的な審議の結果、「国の施設との合築整備により区庁舎建て替え計画を進める」ことが確認されました。また、平成15年第１回区議会定例会において、委員会での審議経過が報告されました。これを受け、区は国との合築による新庁舎の実現に向けて歩み始めました（今後のスケジュールは下表のとおり）。

今後も新しい動きがあり次第、随時、広報紙やホームページ等を通じてお知らせします。

「千代田区役所本庁舎」「九段第3合同庁舎」合築整備の概要

■敷地概要
所在地　千代田区九段南１－２
敷地面積　約4,193㎡（街区合計 約16,866㎡）
最大延床面積　約55,000㎡（容積対象）
区所有床面積　約22,000㎡（容積対象）

■入居予定官公署
千代田区役所　詳細は裏面「新庁舎の主な機能」のとおり
国合同庁舎　総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省の関連施設

■事業手法
PFI（Private Finance Initiative）事業
公共施設等の建設や維持管理などを、民間の資金や技術的能力を活用して行う新しい手法。
事業期間　平成15～32年度（18か年度）

「千代田区役所本庁舎」「九段第3合同庁舎」の合築整備　今後のスケジュール

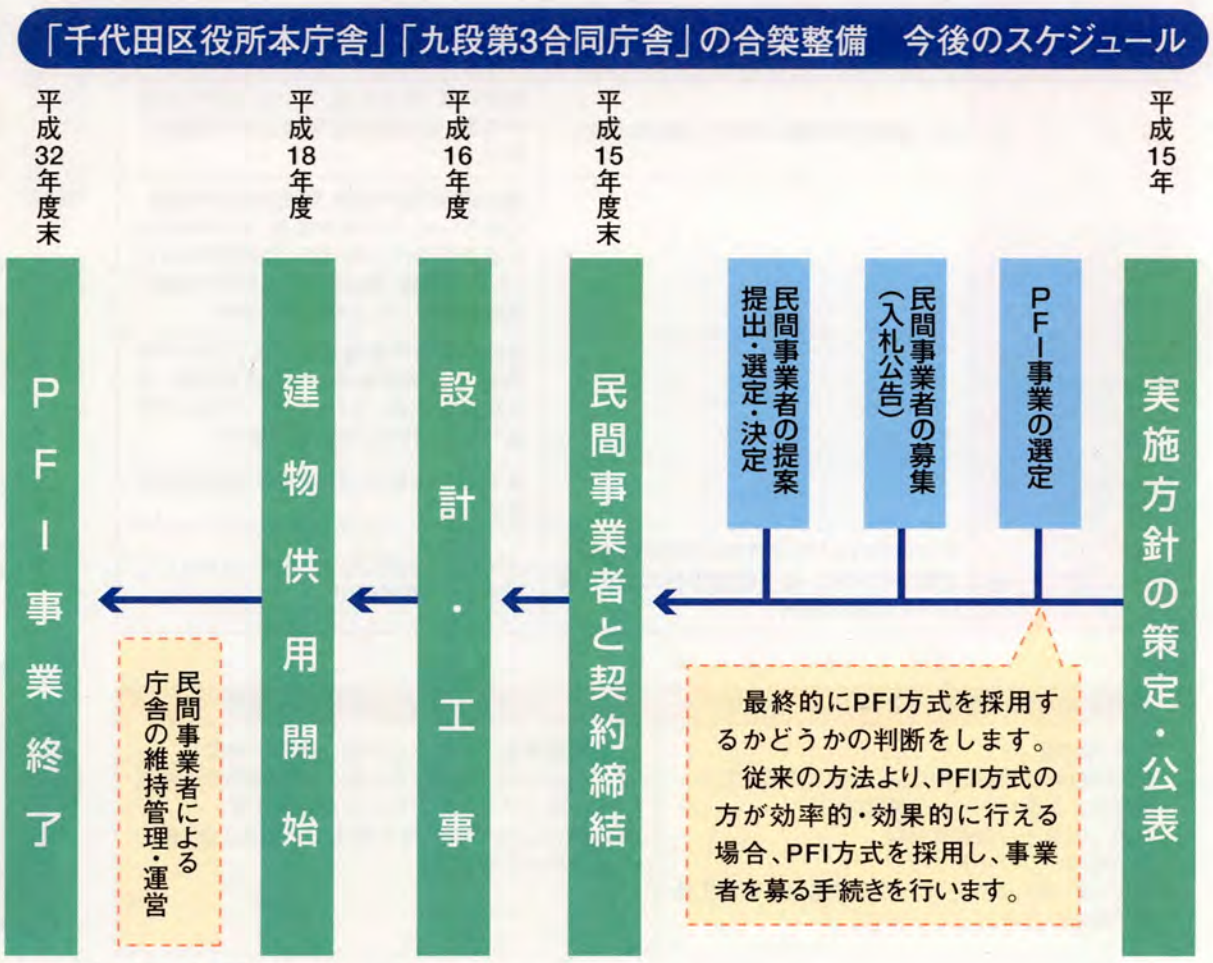

☆次号は4月5日（土）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

▼新庁舎の主な機能（予定）

種　別	主な室（スペース）名	特徴や機能など
区民ホール機能	区民ホール、ギャラリー、休憩スペース、区政情報コーナーなど	・区民の皆さんが気軽に集い・憩い・交流を行うことができるオープンなスペースです。 ・各種展示や小コンサートなどのイベントを行うことができます。
図書館機能	図書室、閲覧コーナー、児童室、ギャラリー、マルチメディアコーナー、多目的ホールなど	・区庁舎や他の公共施設と一体となることで、多くの方々に利用しやすい図書館となります。 ・現在の千代田図書館には無い、多目的ホールやマルチメディアコーナー、児童室などの新しい施設を設けます。
男女共同参画センター（ＭＩＷ）機能	交流サロン、ミーティングルーム、相談室、情報ライブラリー、子ども室など	・区庁舎や他の公共施設と一体となることで、男女共同参画社会の実現に加え、広く人権全般に対する意識を高めます。 ・授乳室などとして使用できる子ども室を設け、小さなお子さんがいる方でも気軽に各施設や庁舎を利用できるようになります。
障害者福祉施設機能	相談室、作業室、食事室、会議室など	・現在、仮の場所で運営されている福祉作業所等の福祉施設を、庁舎と一体化した形で整備します。障害のある方が庁内の催しなどに参加することにより、さまざまな方との交流が深まります。
防災センター機能	災害対策本部室、防災情報室、防災機関連絡室、夜間警戒要員室、災害対策用倉庫など	・災害時に災害対策活動を確実に効果的に行うための機能です。 ・災害対策本部室や防災機関連絡室は、普段は一般会議室として使用できます。
区民相談機能	区民相談室、福祉相談スペース、生活福祉相談室、総合窓口スペースなど	・４月から出張所の相談機能が充実しますが、庁舎でも出張所と連携をとりながら、より複雑で専門的な相談に対応していきます。 ・区民の皆さんが、気軽に安心して相談できる機能を強化します。
本庁舎機能	議会スペース、行政委員会スペース、一般執務スペース、会議室など	・組織改正等があっても改修費用があまりかからないように、改修がしやすい構造とします。

※会議室等は、本来目的で使用しない時は、可能な限り一般開放します。
※国と合築するため、国と共用できる機能は、できるだけ共用化をはかり、スペースの無駄を省きます。

4月に組織を改正します

区民の皆さんの目、耳、心となるような
より身近で、頼りになる出張所をめざします！

出張所

今回の組織改正では、出張所を幅広い行政サービスを提供する組織として位置づけます。

「相談」「窓口サービス」「地域活動支援・情報の受発信」の機能を拡充します。

・区民生活に身近な相談は、何でも出張所が受け止め、解決の糸口を探します。気軽に何でもご相談ください。
・専門的な相談は、速やかにつなぎ役を果たします。
・出張所で取り扱う窓口事務を拡大します（表1のとおり）。
・予約受付時間、予約取扱施設を拡大します（表2のとおり）。
・区政の新着情報や地域に関連する情報を提供します。
・麹町出張所、和泉橋出張所では不在者投票ができます。

いずれも、地域の皆さんと一緒に、さらに充実していきたいと考えています。

その他の変更内容

▼保健福祉部

「在宅サービス課」で実施している機能回復訓練等の在宅保健事業を健康推進課（千代田保健所）の健康づくりに関するサービスと一体とし、また、ホームヘルプサービス事業を対象者別に再編することに伴い「在宅サービス課」を廃止します。

▼環境土木部

生活環境条例を着実に実施し、環境問題に関する事務を所管する「生活環境課」を新設します。

▼教育委員会事務局

中等教育学校の開設準備を行う「中等教育学校開設担当部長」を設置します。

区の組織に「事業部制」を導入します

区では、区民の皆さんの声を区政に生かし、個性豊かな施策を実施するため、４月から「事業部制」を導入します。独自性・独創性あふれる施策を実施して、より一層の区民サービスの向上を目指します。

【事業部制とは】

事業を実施する部署が予算や人事等に関して一定の権限を持ち、迅速で柔軟な意思決定を行う仕組みです。

【事業部の構成】

「区民生活部」「保健福祉部」「まちづくり推進部」「環境土木部」の４部を事業部とします。「教育委員会事務局」は、教育行政の独立性を前提として事業部に準じた組織と位置づけます。

※事業部制導入に伴う各部の名称変更はしません。

▼表1

種　別	現在の主な取り扱い事務	4月から新たに取り扱う主な事務
住民記録 印鑑登録	転入・転出届の受理、住民票の写し等の交付、外国人の登録原票記載事項証明書の交付、印鑑の登録・証明書の交付	―――
戸籍	全部事項証明・個人事項証明書の交付	―――
国民健康保険	被保険者異動届の受付、保険料の納付	保険料減額申告書、葬祭費支給申請書、高額療養費支給申請書の受付
国民年金	加入・変更届出書、年金手帳再交付申請書の受付	―――
医療	乳幼児医療証交付申請書、乳幼児医療費助成支給申請書・請求書の受付	㊫医療証交付申請書、㋷・㊫医療証再交付申請書、老人保健高額医療費支給申請書の受付
税金	住民税・軽自動車税の納付、課税・納税証明の交付	―――
保育園・子育て	保育料の納付	児童手当住所変更届の受付、学童クラブ育成料の納付
介護保険	要介護認定申請書の配布、保険料の納付	高額介護（居宅支援）サービス費等支給申請書、被保険者証等再交付申請書の受付
高齢者のためのサービス	―――	福祉電話設置申請書、電話料助成申請書、配食サービス利用申請書、家具転倒防止器具取り付け申請書、訪問理美容サービス申請書、寝具乾燥サービス申請書、緊急通報システム申請書の受付
障害のある方のためのサービス	―――	身体障害者等緊急通報システム利用申請書、心身障害者福祉手当変更届書・口座振替変更届、カセットテープ版・点字版「広報千代田」申請書の受付
難病にかかっている方のためのサービス	―――	難病患者福祉手当異動届・口座振替変更届の受付
その他	区立住宅および区営住宅の使用料の納付、妊娠届の受付、母子健康手帳の交付、飼い犬の登録の受付	リサイクル情報（ゆずります・ゆずってください）の登録受付

▼表2

現行の取り扱い施設（予約申込み・受け付け）	４月から新たに取り扱う施設
・区民（会）館 ・区民保養施設（箱根千代田荘、湯河原千代田荘、嬬恋自然休養村、メレーズ軽井沢） ・九段・内神田社会教育会館 ・ちよだパークサイドプラザ ※区民（会）館の予約では、毎週水曜日は午後７時まで時間延長を行っています。	・昌平童夢館、神田さくら館、麹町小学校 ※７月からは、区民（会）館、保養施設の予約をインターネットで行うことができます。 ※水曜日以外でも午後７時まで、区民（会）館の仮予約ができます。